

## 児童扶養手当は将来を担う、 子どものための制度

児童扶養手当は、離婚・死亡・遺棄などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。その目的は、ひとり親世帯などの生活の自立と安定を促進することにあります。

### ●手当を受けることができる人

次の要件に該当している児童(児童が18歳になる年度末までまたは、心身に障がいのある児童が20歳になるまで)を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している人。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑦婚姻(事実婚も含む)によらないで懐胎した児童
- ⑧前記⑦に該当するかどうかわからない児童
- ⑨父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

### ●児童扶養手当の額(月額)

全部支給	41,430円
一部支給	所得に応じた額 41,420円～9,780円

※児童が2人の場合は5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

※受給者や同居家族などの所得制限があります。

※児童福祉施設などに入所している場合や、公的年金などを受給することができる場合は、手当は支給されません。

## ご存じですか？ 子ども・子育て支援 新制度が始まります



幼少期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、子ども・子育て支援新制度が平成27年度にスタートする予定です。新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などで、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

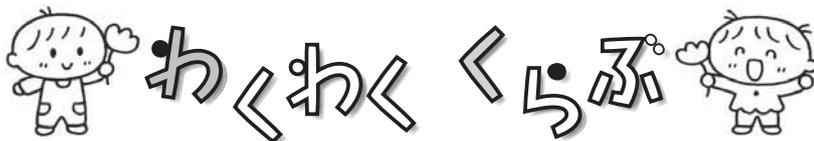
このため、町では住民のみなさんの子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定の準備を進めるなど、新制度に向けた準備をしていきます。

### <子ども・子育て新制度とは>

- ①質の高い幼少期の教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及。
- ②待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やし、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援。
- ③子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育ての充実。

詳しく知りたい人は、内閣府ホームページにアクセスしてください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



クラス	3月	
 <b>りすクラス</b> 1歳 <b>火</b>	5日 造形あそび(修了式を飾ろう) 12日 修了式(修了おめでとう)	
 <b>ひよこクラス</b> 0歳 <b>水</b>	6日 誕生会(2・3月生まれ) プラバン製作 13日 お別れ会	
 <b>ぞうクラス</b> 2歳以上 <b>金</b>	8日 作ってあそぼ(春がきた) 15日 修了式(修了おめでとう)	

- 時間…午前10時～11時30分
- 場所…町公民館(健康管理センターとなり)

- 就園前の乳幼児とその保護者(町内在住)が対象。
- りす、ぞうクラスは毎回お道具セット(のり・はさみ・クレヨン・セロテープ)を持参してください。
- 全クラス活動最終日に会計報告を行います。

平成25年度以降は、5月に開館予定の町児童館内で活動する予定です。入会申し込みなど詳しくは、広報ましき4月号でお知らせします。